

おめでとうでございます。

ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。
旧年中は大変お世話になりました。
新年は、新天地、エッセの成長など新たな時代の展開を
感じさせていただきます。

ラベールワークアップでのファンの大活躍も刷目を驚かせました。
反面、一昨年に続き、さまざまな事故や各機長が事故を被りま
した。被災された市民の一日も早い回復をお祈り致します。
三度目の正直の演説結果の成長はありました。キアヴェレル決議
によるポイント還元など選挙への影響を回避した点で、7月以
降が懸念されます。春総選挙の候補も注視し続けらる必要があります。
香捷助善の任心も心配されます。自由と人物の投票が指導的風
理であることはいずれもありませんが、求中の必要が選挙各社対
とならないことを願っております。

また、AIやVRの進展を前にしない、旧慣は、ほとんどので、た。
白銀期の産業革命や産業革命の萌芽は、たより着々、微小の萌芽一般
と人生百年時代も歩んでいないと懸念させるものもありません。一般
の普及はまだまだ先の上ですが、一日も早く導入もが安価に出版を受
けられる日が来ることを願います。

ほやほやの小惑星やエンケルパドの探査も、地球の歴史、生命
の成り立ちの断片への期待が膨らみました。今年末には、その成果
を持ち帰ってくださることを願います。
さて、今年はいよいよ二度目の東京オリンピックが開催されます。194
0年の初のオリンピックから24年、北半球は戦後ともたらした反戦
祝賀の熱と、1964年に東京オリンピックは開催されました。平和と繁栄を
内外に示し、国際社会への真の信頼をこめて示すわけですから50年。
日本は、今回のオリンピックで、国を世界に誇れたいところであるで
しよかと、何となく世界の人々の応援に励んでいるところでしょうか?平
和に繁栄の発展が多くの人の人に感動と希望を与え、半世紀前に発行され
ることを願っています。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

令和2年11月1日
はなみずき法律事務所 所員一同

ハナミズキ 事務所(駅)



文化祭

日本では、毎年1回「弁護士文化祭」といって
大会を開催して行く地域が増えて来ます。昨
年(2019年)は、10月9日から5日まで、香
土で開かれ、私法分科会の一つ「今こそ、国
際水準の権利保障」をテーマに、個人通報
制度と国内人権保障の実現を目指して、「とい
う」でシンポジウムの実行委員会が主催した。
人権擁護大会は、弁護士にとっての「文化祭」の
ようなものです。

シンポジウムが決まるのは開催の1年前。そ
れから本番まで、各実行委員会は、海外調査に出
いた。数百ページ及び報告書を作成した。と
か、かなりの時間と労力を費やして準備しました。シン
ポジウムは、結局、半分は、参加者が、また、シ
ンポジウム100名、近隣の参加者が集う。知る人
ぞ知る「スーパードラゴン」のテーマは、弁護
士で知られたい人も、シンポジウムが、国際
人権。」「そこで、来ていただく、演説の「ロジック」を
持っていた。この「ロジック」の「ロジック」を
「一オン」のテーマは、国際人権保障を担った
私はその「ロジック」に、国際人権保障の
テーマは、国際人権保障の「ロジック」に、国際人権保障を担った
私はその「ロジック」に、国際人権保障の

弁護士の“文化祭”

シンポジウム’s コラム



—法律コラム—

知って いませうか?

相続法改正について

今回の相続法の改正では、従来なかった規定
がいくつか新設されましたが、従来の実務での運
用と異なる規定も盛り込まれました。
その中でも重要なものが一つ、共同相続にお
ける権利の承継に関する規定です。これは、遺言
によりの法定相続分を超過する権利を取得するこ
とになる相続人にとって注意が必要の規定です。

相続人が法定相続分を超過する土地を取得した
場合、今回の改正相続法施行前の発効(判例)では
相続人が共同して遺言の方向を決める遺言分
割により取得した場合は、登記をしなければ法定
相続分を超過する部分については第三者に
きないといわれていますが、原則、「相続できる」層
の遺言により取得した場合は、登記をいなくとも法
定相続分を超過する部分も全て第三者に
きるとなっていました。今回の改正で、遺言
を備えられれば、法定相続分を超過する部分につ
いての権利を第三者に
きないといわれています。今回の改正で、遺言
を備えられれば、法定相続分を超過する部分につ
いての権利を第三者に
きないといわれています。今回の改正で、遺言
を備えられれば、法定相続分を超過する部分につ
いての権利を第三者に

以上、共同相続を主とする相続人に関するお話し
ですが、今回の改正では、この他にも、配偶者居住
権や特別の寄与の別居(相続)以外の親族の居
住権を有する親族などの新設、遺言の範囲や遺言
分別遺言などの見直し等、大掛かりな変更が行わ
れています。
詳しくお知りになりたい方は、お気軽にご相
談ください。
(岡野弘之)

はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices



～2020年～

新年のご挨拶

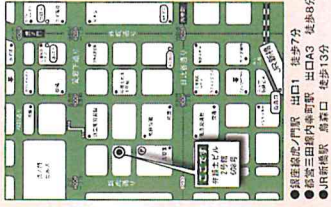
〒105-0003 東京都港区新橋2丁目18番1号 本ビル222号室605号

TEL 03-3434-8533 FAX 03-3434-8299

ホームページ
<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

営業時間
月～金/AM 9:30～PM 6:00 (休祭日及び年末年始を除く)

地図



● JR新橋駅 新橋口 徒歩8分
● 新橋駅 南口 徒歩7分
● 新橋駅 南口 徒歩5分
● 新橋駅 南口 徒歩5分
● 新橋駅 南口 徒歩5分

主な取扱分野

- ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。
 - 会社の相談
 - 相続の相談
 - 離婚の相談
 - 不動産
 - 遺言
 - 債権回収
 - 消費生活
 - 刑事
- 役員等の作成・チェック、損害賠償、労働、専業主婦、株主総会、ウレーム対応、顧問業務
- 遺言書、家族信託、遺言執行、成年後見
- 遺失・偽造、DV、親戚
- 借地・借家契約、債権回収、相続争い、遺言執行、不動産
- 債権回収、マンション問題
- 飲酒運転、交通事故、交際費被害、医師過誤、看護過誤、各業種
- 消費生活相談
- 刑事事件(少年事件含む)、告訴・告訴、記録整理



弁護士
森 徹

十干十二支 本卦帰り

新しい年を健やかに迎えたいと思います。旧年中は大変お世話になりました。さて、私事です、今年は年男となります。「12年に一度じゃない。一生に一度だ!」どこかで聞いたようなフレーズですが、還暦を迎えます。私の干支は、庚子(かのえね)で、干支の組み合わせの37番目とのことです。西暦でいえば40年から始まる計算ですが、最初に使われたのはいつか?紀元前なのか?などの詳細については、紙幅の関係上、別の機会とさせていただきます。陰陽五行では、十干の庚は陽の金、十二支の子は陽の水で、相生(金生水)とのことです。ここまで来ると、さすがに何のことやらとどういふことになりませんが、これまで余り気にすることなく過ごしてきた身としては、まあ悪くはないのだろうと信じて今後も過ごさずはかないように。

還暦といえば、赤いちゃんちゃんこですが、まさかと思いきや、私の大学のクラスの学友は、大変友情に溢れております。還暦を迎える友に、皆で買った、赤いちゃんちゃんこ、赤い大黒頭巾を贈りに着せて、その勇姿を写真に撮って、SNSで共有して酒肴とするのが流行っております。いざ、その順番が来る段となつては、何故、かくも大人げないお祝いの作法に賛同したか悔しいばかりです。とはいえ、ここは心底生まれ変わる気分で、友の手先い祝福を快く受け、あらゆる厄を払い、さらなる歩みを進めて行こうと思っています。六十という年齢は「耳順」の年などと言われますが、未だ天命も知るに至っており、戸惑いばかりを続ける日々です。老い易く学成り難し? それとも人生百年時代の所産でしょうか。本年もどうか信旧のご厚意のほどお願い申し上げます。



弁護士
西岡 弘之

初めての仕事

私が弁護士になったのは20年前の2000年4月。「20年前」という少し昔のことのようですが、弁護士会館で登録手続きをした時の様子や、初めて弁護士としての仕事をした時のアクシデントなどについても、つい数日前のことのように鮮明に浮かんできます。弁護士になって初めての仕事は、刑事事件の被疑者の方との接見でした。一人での接見でしたが、初めての弁護士としての仕事にワクワクしながら警察署に向かったのを覚えています。どのような話をして、どのようなことを確認しようかといったことなどをいろいろと想定しながら、当時の私なりに万全の準備をして警察署に向かったつもりだったのですが…。実は、新人弁護士ならではの予想外の落とし穴が待ち受けていたのです。

警察官の立会なしでの接見は弁護士にだけ認められていますが、弁護士登録直後で、まだ弁護士バッジも支給されていなかった私は、弁護士であること証明する術がなかったのです。弁護士会に電話して説明して貰おうと思いましたが、夜間だったので弁護士会も執務時間外でつながらず、絶望的でした。しかし、あきらめて帰ってしまうのは虚しかったので、数十分間、説明、交渉を尽くし、悪戦苦闘の末、無事接見室に入れてもらうことができました。必死だったので、どのような交渉をしたのか全く覚えていません、そもそもどのような被疑事件だったのかも思い出せないのですが、今となっては、懐かしい思い出です。



弁護士
後藤 啓

浅草寄席鑑賞

先日、武蔵野調停協会の親睦会で、浅草演芸ホールで寄席に行っていました。私たちは昼の部を鑑賞しました。昼の部は、午前11時40分に開演し、終演は午後4時30分、途中中入りがありますが、5時間超の長丁場です。これだけ長いと、途中で飽きてしまうのではないかと心配しましたが、落語だけでなく、漫談やコント、奇術などもあって、最後まで飽きずに楽しめました。落語家はベテランも若手も織り交ぜて10人以上は出演したと思いますが、キャリアを積んだ年配の落語家との違いは、素人の私にもわかりました。声の聴きやすさや、スピード、問のとり方が違うのです。そして、登場人物がはっきり演じ分けられているので、頭の中でははっきりと情

景が浮かびました。以前、NHKで落語家が落語を演じ、それを音声として、役者がそのとおりに演技するという番組がありましたが、そのようなイメージが頭の中で浮かぶのです。落語の醍醐味を味わうのは、やはりライブで鑑賞するのが一番だと思います。出演した落語家が、寄席に来て大笑いをするれば、長生きをずっと言っていました。一度、プロの表を見て、寿命を延ばしに行かれたらいかがでしょうか。ところで、寄席は席もすいているのではないかと勝手な思い込みをしていますが、特に土日は団体客が多いとのこと、立見の客もいました。座ってじっくり鑑賞したい方は、早めにいらしゃったほうが良いと思います。皆様も笑って過ごせる1年になることを祈念いたします。



弁護士
北村 聡子

地域と私

昨年、息子が所属する地元サッカーチームの副代表(という名の雑用係)と、自治体の班長(という名の町内会費集金係)というお役目を引き受けました。今年はこれにPTAの校外部委員長(という名の、地域イベントの取りまとめ役)も加わります。いずれも様々な事情によりやむなく引き受けたお役目ですが、一方で、こうした活動によって、自分が住んでいる地域と自分との繋がりを強く感じられるようになり、それを嬉しく思う自分もいます。私のこのような感情は「郷土愛」に近いものかもしれませんが、今の住所に引越して昨年ちょうど10年を迎えたばかりですから、「郷土」と呼ぶのはおこがましい気もしますが…。いずれにしても、これまでは自分と家族、そして仕事のご

依頼者の皆様のことだけを考えて生きてきた私ですが、「ゴミ集積所がいつも綺麗に片付けられているのは、ご近所の〇〇さんが気に掛けて下さっているからだんだ」とか、「子ども達が喜んで参加しているお餅つきイベントも、あのお米屋さんとの和菓子屋さんの協力によって実現していたんだ」といったことを、遅まきながら認識してしまつた以上、これからは私も微力ながら地域のために貢献できればと思っています。



事務局

東京マラソン2019

3月3日に開催された東京マラソンに参加しました。毎年エントリーしますが、抽選倍率も高く当たると期待はしていませんが、前年秋の提携大会で出走権を頂くことができました。スタート5分前になると、私が並ぶAブロックの横の通路に、続々と招待選手が現れ、選手紹介を待つ姿が見え、寒さに耐え長時間並んでいる市民ランナーは大盛り上がりでした。アフリカ勢の脚の長さや細さは驚きました。「応援ナビ」は、ゼッケン№を入力すると、コース上のどこを走っているか表示されるアプリです。これを利用して学生時代の友人達が移動しながら3箇所まで応援をしてくれました。冷たい雨の中、大声で声をかけてくれ、通過するたびに元気になりました。マラソンの道での応援は初めてだったので、楽しかったそうです。応援される側も楽しいよと誘ってみるのですが、なかなか走り始めてくれません。



事務局

平成から令和へ

昨年は平成から令和へと時代が新しく移り変わり、国内では色々な儀式やイベントがありました。また、ラグビーワールドカップでは日本中が沸きましたが、その裏では各地で災害による被害が地えなかつた気がします。個人的には前半の平成最後は嵐のようでした。迎えた令和元年5月1日0時。平成最後の日から降り続く雨の中、離島へ行くため乗船した船は、前線の影響で海が荒れ、揺れるし濡れるし甲板でのカウントダウンとなりました。良い幕開けとはなりませんでしたが、昭和から平成にかわつた時はあまり記憶にないもので、これは忘れられない思い出となりそうです。そしてあっという間に令和二年。待ちに待った東京五輪開催の年です。開催中はボランティアとして活動ができそうなので、今からとても楽しみです。頑張れ日本!